

保険料の軽減割合が拡大されます

保険料の軽減割合が次のように拡大されます。

- ①平成20年度は、7割軽減世帯で8月まで年金から保険料を支払っている人は、10月からは保険料を納付する必要はありません。なお、7割軽減世帯で納付書(普通徴収)で納める人にも同様の軽減措置を行います。(8.5割軽減)
- ②所得割を負担する人のうち、所得の低い人(年金収入153万円から211万円までの被保険者)については平成20年度は、一律50%軽減されます。

■問合せ先 保険課後期高齢者医療係 ④(内線373・393)

後期高齢者医療制度の保険料を口座振替で支払えます

後期高齢者医療制度の保険料を本年4月より年金から支払っている人、または本年10月より年金から支払う予定の人のうち、次のいずれかの要件を満たす人は、年金からではなく口座振替で支払うことができます。

- ①国民健康保険の保険料を2年間確実に納付していた人(本人)
 - ②年金収入が180万円未満の人で、世帯主または、配偶者の口座より口座振替が出来る人
- 8月21日までに口座振替手続きが完了した場合、10月分から口座振替で納付できます。希望する場合は保険課窓口申し出た後、口座振替の手続きを行ってください。
- ※8月21日を過ぎて手続きした場合は、12月以降の切り替えになります。
- ※金融機関での届出印等の不備があればできない場合があります。

■問合せ先 保険課後期高齢者医療係 ④(内線373・393)

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さんへ 『特別慰労品』を贈呈しています

平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者のご本人に、『特別慰労品』を贈呈しています(遺族は対象になりません)。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活して戦後引揚げてきた家族全員が対象です。

請求期限平成21年3月31日※請求していない人は、早急に申請してください。

資格要件等の質問は、独立行政法人平和祈念事業特別基金にお問い合わせください。
無料電話：0120・234・933
▽月曜日から金曜日の9時15分から17時15分まで

請求書等の書類は次の担当窓口で配布しています。

■問合せ先 社会福祉課福祉係 ④(内線209、299)

社会保険庁からのお知らせ 「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者へ「ねんきん特別便」を届けています。国民年金に加入中の人には、直接本人の住所へ、厚生年金保険に加入中の人には、原則勤めている会社を通じて届けています。年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認し、間違いがある場合もない場合も、必ず回答をお願いします。

質問・問合せ「ねんきん特別便専用ダイヤル」
0570・058・555
※IP電話・PHSからは03・6700・1144
受付時間 月～金曜日：午前9時～午後8時、第2土曜日：午前9時～午後5時

上記以外の受付時間は社会保険庁HP(<http://www.sia.go.jp/>)で案内しています。

■問合せ先 市民課年金係 ④(内線370、268)